る

る　五十音圖にて第四十三、卽ち、良行宇列の假名。伊呂波歌にて第十一の假名。

【字體】【萬葉假名】累・流・琉・㐬・留・瑠・樓・縷・漏・婁・屢・盧・蘆・類。【平假名】る・ゐ・る・ゐ（留より出づ）。ゐ（流より）。ふ（累より）。れ（類より）。【片假名】ル・儿・ル（流より）。ヌ（留より）。

【表はす音】流・琉・㐬・留・瑠・樓・縷・漏は吳音ル、婁・屢・盧・蘆は吳音ル又はロ、類・累は漢吳音ルヰなり。これらを假りてルの音を表はせり。今るの表はす音は

一、表音的假名遣にては　(イ)子音rと母音ウとより成る音節。子音rの說明はらの條一の(イ)にあり。この音、奈行音・波行濁音・麻行音等の前にある時は之に同化せられて、んとなりたるものあり。「よるのおとど」（夜御殿）・「なるめり」・「あるべき」の「よんのおとど」・「なんめり」・「あんべい」となる如し。(ロ)一語中にてるの下にう又はーあるものは、子音rと母音ウの長音uとより成る音節を表はす。「くるうて」（狂而）・「るーびー」（紅寶石）の類。

二、歷史的假名遣にては　(イ)一の(イ)に同じ。(ロ)一語中にあるるう・るふはルーと發音するを常とす。「ふるう」（フルー）（古）・「うるふどし」（ウルードシ）（閏年）・「くるふ」（クルー）（狂）の如し。

る　〔流〕（名）るざい（流罪）に同じ。名例律「凡犯レ流應レ配者、三流俱役一年」獄令「其犯レ流應レ住ニ居作一者、亦准レ此」

る　〔縷〕（名）絲すぢ。絲。「絕えざること縷の如し」

る　被　所　見　（助動下二）㊀他より動作を仕向けられて、已れ受身となる意を表はす語。「取らる」「斬らる」（延慶本平家二末、文學）「遁盛時の程にやがてうとまれ奉らんずれども」㊁敬語の意に用ふる語。「爲さる」（延慶本平家一本、山門大衆淸水寺へ寄て燒拂ふ）「大に畏り驚かれけり」（同三末、薩摩守道より返て俊成卿に相給ふ）「勅を奉じて千載集撰ばるる事有りき」

る　得　（助動下二）已れが力にて能くなし得る意を表はす語。「行かる」「忍ばる」

るーだ　（名）【植】次條の略。

るーだーさう　（名）【植】㊀ありたさう（土荊芥）の異名。㊁へんるーだ（芸香）の異名。

るーでーさっく　（獨 Rute-Sack）（名）避妊又は病毒感染の豫防のために用ふる男子用のごむ製の淫具。

るーびー　（英 Ruby）（名）【鑛】こうはうせき（紅寶石）に同じ。

るーふる　（獨 Roeper）（名）遠方に音聲を通ずるに用ふる銅製喇叭形の器。ずうふる。

るーぶる　留　（露 Ruble）（名）露西亞國の貨幣單位。我が約一圓六錢に當たる。

るーむとるふ-かんおうこいる　（英 Ruhmkorff's induction coil）〔――感應――〕（名）【理】感應（カンオウ）こいる・を見よ。

るい　〔流移〕　罪ある人を、流し又は他に移すこと。捕亡令「因及征人防人衞士仕丁流移人逃亡」唐六典三「流移之人、皆不レ得下棄ニ放妻妾一及私遁還上レ鄉」

るいくぶんでん　〔流移口分田〕（名）流移人に給する口分田。

るいすいんでん　（名）印傳（インデン）の一種。絞（シボ）細かにして、色漆黑きもの。

るいにん　〔流移人〕（名）流移に處せられたる人。名例律「若流移人身喪、家口雖レ經ニ附籍一、六年內願レ還者放還」刑部省式「凡流移人者、省定ニ配所一申レ官、具錄ニ犯狀一、下ニ符所在及配所一」

るかす　（名）ろかす（爐滓）に同じ。

るき　〔流記〕（名）寺院の寶物・地所等を記せる記錄。東寺古文零聚二「弘福寺領田畠流記」色葉字類「流記（ルキ）」

るくらんしゅ-の-でんち　（英 Leclanché cell）〔――電池〕（名）【理】素燒の筒の中に炭素棒を立て、之に炭素粉と二酸化まんがん・とを塡め、之を鹽化あんもにうむ・の飽和溶液中に入れ、且つ其の液中に亞鉛棒を插入したるもの。亞鉛は陰極、炭素は陽極となる。電動力一・五ぼると。電鈴・電話等に多く使用せらる。

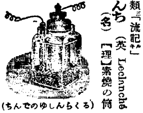

（るくらんしゅのでんち）

るけい　〔流刑〕（名）るざい（流罪）に同じ。庭訓往來八月「可ニ流刑一者、被レ記ニ流帳一」

るげん　〔縷言〕　微細の事にまでわたりて述ぶること。又、その言。縷說。

るこう　〔留紅〕（名）【植】るこうさうの異名。

るこうあさがほ　留紅朝顏　（名）【植】㊀次條の異名。㊁まるばあさがほの異名。

るこうさう　（名）【植】旋花（ヒルガホ）科、るかうさう屬の一年生蔓草。他物に卷絡する細長き莖を有す。葉は羽狀に細裂し、互生す。花は紅色にて、喇叭狀の合瓣花冠を有す。北米めきしこ・の原產。觀賞用として栽培せらる。

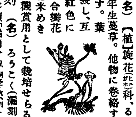

（るこうさう）

るこく　漏刻　（名）ろうこく（漏刻）に同じ。伊呂波字類「漏刻（ルコク）以レ銅受レ水、刻レ節、晝夜百刻」

るこく　〔鏤刻〕【る（鏤）は金屬に物を雕ること、こく（刻）は木に彫ること】ほりもの。彫刻。爾雅「金謂ニ之鏤一、木謂ニ之刻一」烏臺詩案「致レ有ニ鏤刻印行一」

るざい　〔流罪〕（名）㊀古昔、罪人を一定の邊地に放ち遣りて、他に移るを禁ずる刑。死刑よりは輕く、徒罪よりは重し。古くは三等に分かち、遠流は伊豆・安房・常陸・佐渡・隱岐・土佐、中流は信濃・伊豫、近流は越前・安藝とし、共に一年の間、役せらる。名例律「官位・勳位、得レ減者父母妻子、犯ニ流罪以下一聽レ贖」五代史（梁太祖紀）「赦ニ流罪以下囚一、求ニ危言正諫一」㊁江戶時代の刑罰。ゑんたう（遠島）に同じ。御定書百箇條（御仕置仕形）「遠島、江戶より流罪之者は大島・八丈島・三宅島・新島・神津島・御藏島・利島、右七島之內江遣す、京・大坂・西國・中國より流罪之分は薩摩・五島之島島・隱岐國・壹岐國・天草郡江遣す」

るざいば　〔流罪場〕（名）流罪の人を送る所。配所。

るし　〔僂指〕【る（僂）はかがむる義】指を折りて數ふること。荀子（儒效）「雖レ有ニ聖人之智一、未レ能ニ僂指一也」

るしやな　〔盧遮那〕（名）るしやなぶつ（盧遮那佛）に同じ。續紀廿「三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命、盧舍那（ルシヤナ）像（ノ）乃太前仁奏賜部止奏久」

るしやなにょらい　〔盧舍遮那如來〕（名）次條に同じ。伊呂波字類「盧遮那如來」

るしやなぶつ　〔盧遮那佛〕（名）びるしやなぶつ（毘盧遮那佛）に同じ。續紀十五（天平十六年十一月壬申）「甲賀寺始建ニ盧舍那佛像體骨柱一、天皇親臨、手引ニ其繩一」

るしゅつ　〔流出〕　ながれいづること。りうしゅつ。太平記三（赤坂城軍）「陣平・張良が肺肝の間より流出せるが如きの者」

るじゅつ　〔縷述〕　縷縷と陳述すること。詳細に述ぶること。縷陳。宋史（天文志）「有下不レ容ニ不ニ縷述而申ニ告之一者上」

るしょ　〔流所〕（名）はいしょ（配所）に同じ。續紀十四（天平十三年九月乙卯）「其在ニ流所一生子孫」

るじん　〔瘻人〕（名）せむしの人。せむし。

るす　留守　留主　㊀天子の他所へ行幸せらるる時、又は守將外出の際、留まりて宮又は城を守る職。儀制令「凡車駕巡幸及還、百官五位以上辭迎、留守者不レ在ニ辭迎之限一」織田信長譜（天正六年十二月三日）「信長放ニ鷹於尾州・三州一、以ニ菅屋九右衞門一爲ニ安土留守一」後漢書（張禹傳）「和帝南巡ニ祠園廟一、禹以ニ大尉一兼ニ衞尉一留守」㊁主人他行の時、家を守ること。又、其の人。落窪二「留守の宿直人や見つくろ」盛衰記（四十八、法皇大原入御）「賤しき尼一人、御留守に置かれたり」㊂他行して不在なること。東鑑十九（承元二年七月十九日）「尼御臺所幷將軍同御臺等、有ニ御參宮一、御留守之間、鎌倉中騷動」同十七（正治三年二月三日）「引ニ率軍兵一、圍ニ朝政三條東洞院宿廬一、朝政供ニ奉行幸一、留守程也」㊃注意の一方に傾きて、他に及ばざること。心中宵庚申上「のんこのあたまがち、裾はおるすの勝手見廻り」㊄るすしょく（留守職）に同じ。東鑑十（建久元年十月五日）「可下早從ニ留守幷在廳下知一、先例有レ限、國事致ニ其勤上事」同十（文治六年二月六日）「新留守所本留守共、有ニ兼任同意之罪科一（中略）本留守者、年齡已七旬」

るすをあづかる　預留守　家人の不在中、其の家の事を預かる。大藏流狂言（胸突）「隣りの者で御座るが、留守を預かって居りまする」

るすをさせる　妻にす。めあはす。五十年忌歌念佛上「行く行く淸十郎が留守をもさせんと存じ、おさんと申す娘分」

るすをつかふ　使留守　詐りて留守なりといふ。家に居ながら不在を裝ふ。大藏流狂言（靱猿）「度々人を遣はせども留守をつかひ」一代男三「留守つかはせて二階に忍び」

（諺）**留守は火の用心**　留守中は最も火を警戒すべきこと。世話盡「留守は火の用心」

るすくわん　〔留守官〕（名）㊀古昔、天子行幸又は巡幸の時、留まりて宮を守りたる官。公式令「凡車駕巡ニ幸京師一、留守官給ニ鈴契一、多少臨時量給」㊁明治二年五月十一日に置き、京都の宮中に於ける留守の庶務一切を掌らしめたる中央官廳。同年八月廿日辨官を廢して正・權の判官及び、大・少の主典・史生を、同年十一月廿八日官掌を、同三年四月監掌を置きしが、同四年八月廿三日廢せられたり。明治二年七月八日職員令「留守官」

るすぐん　〔留守軍〕（名）留まりて本國を守備する軍。（交戰軍の對）

るすごと　留守事　（名）るすしごと（留守仕事）に同じ。毛吹草「餅いはふ亥の子や神の御留守事」

るすじくわん　〔留守次官〕（名）留守官の次官。明治二年七月八日職員令「留守官（中略）次官一人」

るすしごと　留守仕事　（名）留守の間にする仕事。留守をしながらする仕事。るすごと。

るすしょく　〔留守職〕（名）留守所に於て國務を行ふ官人。東鑑十（文治六年三月十五日）「可レ爲ニ陸奧國留守職一之由被レ定」

るすずまひ　留守住　（名）留守をして住むこと。又、その家。最明寺殿百人上﨟下「留守住ひ、妻は手足も土大根」

るすだい　〔留守代〕（名）留守職に代はりて其の職務を取り扱ふもの。東鑑廿八（寬喜三年四月廿日）「留守代歸寂」

るすたく　〔留守宅〕（名）留守の家。主人不在の家。

るすちゃうくわん　〔留守長官〕（名）留守官ニの長官。留守諸省を管轄し、庶務を預かり聞き、常例の小事を裁決する勅任官。明治二年五月十六日御沙汰「留守長官被ニ仰付一候事」

るすづかさ　留守官　（名）留守ノ職に當たる官人。萬二「以ニ淨廣肆廣瀨王等一爲ニ留守官一」

るすどころ　留守所　（名）國守の遙授なる場合又は不在中、留守職が事務を執る國の廳。また留守職の稱。東鑑九（文治五年十月廿四日）「可レ遂ニ出羽國地檢一之由、被レ仰ニ付留守所一」

るすね　留守寢　（名）留守して寢ること。留守しながら寢ること。槍權三下「一人留守寢の床の中、心も澄みて眼も冴えて」

るすばん　〔留守番〕（名）㊀主人又は家人の留守中、其の家を守ること。又、其の人。るすゐ。武家義理物語六「妻子流浪遊ばしけるを、我が腰ぬけ役の留守番預ませ給へば」㊁じやうばん（城番）ニに同じ。

るすふだ　留守札　（名）不在の旨を書き記して揭げおく札。一茶句集「留守札もそれなりにして冬ごもり」

るすべったう　〔留守別當〕（名）別當の缺けたる場合、代はりて其の職務を取る役。筑前國續風土記拾遺（御笠郡三、安樂寺）「正別當の任なし、留守別當より專沙汰する事となれり」

るすみまひ　留守見舞　（名）主人の不在中の家を訪問すること。留守せる家族の安否を問ひたづぬること。

るすもり　留守守　（名）留守をすること。主人不在の家を守ること。又、その人。留守居。留守。槍權三下「鶯鷺島の而も娵の夫の留主守、男鰥のうき住まひ」

るすゐ　留守居　（名）㊀主人又は其の家人の不在の家に留守して居ること。又、その人。曾我七（小袖乞）「留守居の體見苦し、はや門の外へ出で候へ」㊁外出せずして家に留まり居ること。又、その人。甲陽軍鑑廿「三病を御煩ひにて筋骨を痛み（中略）先月の合戰より御留守居なされ候」㊂昔時、天皇行幸の時、留まりて禁中守護の任に當たる役。㊃昔時、六波羅又は伏見城等に留まりて、京都の守護を掌る役。東武實錄十（元和九年九月廿五日）「公京師より還御の節、保科肥後守正光を以て伏見城御留主居に定めらる」㊄江戶幕府の職名。老中の支配に屬し、江戶城大奧の取締り、非常立退の處置、廣敷向一切の事を掌り、又、奧向女中の諸門出入の切手、及び諸國の關所の女切手等をも掌り、武庫の出納を監督し、將軍不在の時、城中の守衞等の事を掌るもの。初めは大名・旗本相雜りてこれに任ぜしが、元祿中より萬石以下のもののみこれに任ずることとなれり。奧年寄。留守居年寄。明良帶錄四「御留守居（五千石高、老支）芙蓉」㊅江戶時代、諸大名が其の江戶屋敷におきたる職名。諸侯の江戶の上屋敷にありて、幕府と其の藩との間の公務を掌り、同列諸藩と交際の任に當たるもの。聞番役。御城役。留守居役。拾遺柳營祕鑑二「四品及び十萬石以上面面、國持之嫡子出仕之時分、留守居之者召連候儀」

るすゐかご　留守居駕籠　（名）留守居などの乘る駕籠。桐棒を用ひ、輿夫三人又は二人にてかつぐ。守貞漫稿後三「留守居駕籠（中略）駕籠には桐棒を用ふ」

るすゐがしら　留守居頭　（名）江戶幕府の職名。將軍外向御成の時、江戶城に詰めて守衞することを掌る。起源詳かならず、慶長・寬永の頃、此の職あり、元祿十四年に至りて罷む。おほるすゐ。

るすゐぐみ　留守居組　（名）留守居五の屬僚たる與力・同心を以て編成せる組。四組あり、各組に組頭を置く。憲教類典二（十四、寬政五年九月廿四日）「御留守居四組與力同心」

るすゐぐみがしら　留守居組頭　（名）留守居組の組頭。二百俵高、役料二百俵、燒火の間詰とす。享保集成絲綸錄卅一（享保十九年六月）「御留守居組頭、右高之多少に無レ構、三百俵充御役料被レ下レ之、貳百石より以下之者は勤め候內、貳百石之高に被ニ成下一候事」

るすゐしはいごぶぎやう　留守居支配五奉行　（名）江戶幕府の留守居の支配に屬する具足・弓矢鎗・幕・鐵炮玉藥・鐵炮簞笥の五奉行の總稱。

るすゐしはいぶぎやう　留守居支配奉行　（名）次條に同じ。

るすゐとしより　留守居年寄　（名）るすゐがしら（留守居頭）又るすゐ（留守居）五の異稱。有司勤仕錄「御留守年寄、五千石高の御役たりといへども、萬石以上城主格にて、次男迄も御目見被ニ仰付一、且下屋敷拜領す」明良帶錄前「御留守居（中略）古來御留守居年寄と稱す」

るすゐばん　留守居番　（名）江戶幕府の職名。老中の支配に屬し、主として江戶城內の守衞に任じ、奧向の事を掌るもの。千石高、中の間詰とす。享保集成絲綸錄一（萬治三年九月）「躑躅之間上北之間（中略）御留守居番衆」明良帶錄前「御留守居番（千石高、中、老支）」

るすん　呂宋　（名）るそん（呂宋）に同じ。

るすんがは　呂宋革　（名）革の名。大皺（シボ）にして、質甚だ柔かに、裏の黃褐色なるもの。

るせき　〔縷析〕　細かに分析すること。

るせつ　〔縷說〕　こまかに說明すること。縷述。

るそう　〔流僧〕（名）流罪に處せられたる僧。續紀二（大寶二年四月乙巳）「獲レ瑞、僧隆觀免レ罪」

入レ京流竹空壮之子也」

るそん　呂宋　(名)　呂宋國より渡來せる一種の陶製壺又は茶入れ。るすん。

るちゃう　～流帳　(名)　流罪の刑に決せられたる者の氏名等を記しおく帳簿。流人の名簿。庭訓往來八月「可ニ流刑一者、被レ記ニ流帳一」武政軌範（侍所沙汰 囚人預沙汰）「至ニ大赦一者、召ニ返流刑人一、放ニ免囚獄者一、仍每度執ニ行内談一、召ニ出流帳・獄記一勘ニ辨其輕重一、被レ赦ニ免之一」

るちゅう　～流注　(名)　深く肉内に發する難治の腫物。

るちん　～縷陳　るじゅつ(縷述)に同じ。

るづ　～流徒　(名)　流罪と徒罪と。又、流人と徒人と。獄令「流移人在レ路、及流徒在レ役死者准レ此」

るづう　～流通　りうつう(流通)に同じ。易林節用「流通ツウ」三國志（魏志）「人體欲レ得ニ勞動一、動搖則穀氣得レ消、血脈流通、病不レ得レ生」佛本行經「流通利益」

るつぼ　坩堝　(名)　【化】直接燃料又は焔に觸れしめずして、物質を灼熱し又は熔融するに用ふる圓筒狀の器。使用の目的により、磁製又は粘土・黑鉛・錬鐵・銀或ひは白金等にて製したるものあり。和漢三才圖會卅四「坩堝。流豆保、冶工鑄ニ諸金一時、挺レ土作レ之、大小不レ一、有レ底無レ蓋」

るてにうむ　(英 Ruthenium)　(名)　【化】白金に類似せる金屬。灰白色の金屬光澤を有し、極めて安定、王水に徐徐に溶解するのみにて、空氣中にて强熱するも變化せず。融點約二〇〇〇度、比重一二・二六、原子量一〇一・七なり。

るてん　～流轉　㊀りうてん(流轉)に同じ。㊁佛語。生死因果の斷えず輪轉して窮極なきこと。輪廻。宇治拾遺「無始よりこのかた生死にるてんするは」無量壽經下「生死流轉、無レ有ニ休止一」

るてん　しゃうじ　～流轉生死　次條に同じ。

るてん　りんゑ　～流轉輪廻　佛語。衆生が無明の惑ひのため生死の界を流轉して窮りなきことを、車輪の廻りて盡きざるに譬へていふ語。

るでん　～流傳　りうでん(流傳)に同じ。運歩色葉「流傳デン」

るにん　～流人　(名)　流罪に處せられたる人。獄令「凡流人、應レ配者、依ニ罪輕重一、各配ニ三流一」

るにん　の　ふせがさ　流人伏笠　刑に觸れたる者の、人に面を見られぬやうに前下りに被る笠。

るにん　～留任　りうにん(留任)に同じ。

るにんぶね　流人船　(名)　流人を乘せたる船。流人の乘りて配所へ渡る船。平家女護島四「是れこそ尋ぬる流人船」

るねっさんす　(名)　〔英 Renaissance 再生復興と譯す〕自我に覺醒せる近代人が教權中心の中世文明を離脱せんとしてたてる、十四・十五世紀に亙れる自由解放の一大運動。宗教改革と共に近世文明の初めをなせり。此の運動は自己の後援者たらしめんとして、美的・世間的・自然的たる點に於て自己の要求に合致する古代の文獻を復興せるより此の名を得たるなり。文藝復興。

るはい　～流配　はいる(配流)に同じ。

るはいにん　～流配人　(名)　配流に處せられたる人。名例律「凡流配人在レ道會レ赦、計ニ行程一過レ限者、不レ得ニ以レ赦原一」

るび　(英 Ruby)　(名)　㊀活字の一種。其の甚だ小なるもの。第七號活字。㊁活版にて振假名の稱。

るぴー　留　(英 Rupee)　(名)　英領印度の貨幣及び價格の單位。我が六十五錢八毛餘にあたる。

るびー　(英 Ruby)　(名)　【化】不純物を含めるために紅色を呈せる天然產の酸化あるみにうむ。紅玉。

るびぢうむ　(英 Rubidium)　(名)　【化】かりうむ・なとりうむに類似せる軟き金屬。空氣中にて直に酸化し、水に逢へば直に之を分解して、化學的性質の頗る活潑なるもの。融點三八・五度、沸點六九六度、比重一・五三二、原子量八五・四五。

るふ　～流布　㊀廣く世に弘まること。あまねく世間に布（シ）くこと。延慶本平家三本、法皇灌頂「三寶あまねく流布して、大小乘の法文の光り天下にかがやく」法華經囑累「汝等應當一心、流ニ布此法一、廣令ニ增益一」南史（沈約傳）「時有ニ文章一、隨即棄毀、不レ令ニ流布一」㊁世間に知れわたること。噂さるること。「世間流布の重罪」

るふぼん　～流布本　(名)　世間に流布する本。

るぶらんはふ　(英 Leblanc process)　〔－法〕(名)　【化】曹達を工業的に製造する方法の一。佛國の藥劑師るぶらん・の發明にかかる。食鹽に硫酸を注ぎて硫酸なとりうむ・を製し、之に石灰石及びこーくす・を加へ、爐中に燒きて曹達を得。

るまた　殳　(名)　〔殳は片假名のルと又の字との合形なるよりいふ〕漢字の旁（ツク）の名。即ち、段・殿・股などの右方にある殳の字の稱。

るもあーぬてん　(英 Lemoine point)　〔－點〕(名)　【數】るゐじちゅうしん(類似中心)に同じ。

るらう　～流浪　さすらふこと。さまよふこと。流離。保元（義朝幼少弟悉被誅事）「乞食・流浪の身と成りて」撰集抄二「さはこれまで流牢しいましけることよ」鮑照詩（擬行路難）「流浪漸冉經ニ三齡一、忽有ニ白髮素絲生一」流牢。

るらうにん　～流浪人　(名)　らうにん(浪人)に同じ。

るらうほふし　～流浪法師　(名)　流浪せる法師。浪人の法師。古事談三「賤流浪法師一人、出來被レ仕けり」

るり　～瑠璃　琉璃　(梵 Vaidūrya)　(名)　㊀佛語。七寶の一。玉の類。青色なるもの。他に白・赤・黑・綠・紺・紅等の種類もありと。宇津保（藏開上）「瑠璃の壺の小さき皿に入れて」和名抄「瑠璃（和名同上）青色而如レ玉者」魏略「大秦國出ニ赤白黑青綠紅紫縹十種瑠璃一」㊁特に、琉璃の紺碧なるもの。紺瑠璃。著聞三「其の頸の色、瑠璃の如く青くすきとほり」㊂るりいろ(瑠璃色)の略。榮華（玉の飾）「瑠璃の經卷は、靈鷲山の曉の空よりも碧し」㊃【動】鳥類中、燕雀類の一種。雀に似たるも、全身瑠璃色にして、腹白し。大瑠璃・小瑠璃の別あり。竹林鳥。

るり　の　みづ　瑠璃水　瑠璃の如く淸澄なる水。明朗「洞中淸淺瑠璃水」拾遺愚草員外（雜上）「瑠璃の水錦の林色色に、心うきたつ秋の山川」梁元帝詩「玉樹琉璃水、羽帳鬱金牀」

(諺)**瑠璃の光りも磨きがら**　物事の光輝を發するは鍊磨の效なり。

(諺)**瑠璃も玻璃も照らせばわかる**　外形は相似たれども、方法によりては其の品性判然として價値分明す。

るりあげは　瑠璃揚羽　(名)　【動】くろたいまいの異名。

るりいろ　瑠璃色　(名)　㊀紫色を帶びたる紺色。紺碧。白居易詩「一條秋水琉璃色」㊁襲の色目の名。淺黃の濃き色。世俗淺深秘抄下「八條大相國貫行公參ニ公家最勝講一時、著ニ瑠璃色下襲一」

るりがひ　瑠璃貝　(名)　【動】軟體動物中、腹足類の一種。殼形圓くして、細き縱脈と皺とを有し、全體瑠璃色を呈す。太洋に產す。

るりからくさ　(名)　【植】るりさうの異名。

るりくさ　瑠璃草　(名)　【植】つゆくさ(鴨跖草)の異名なるべし。順集「るりくさの葉におく露の玉をさへ、ものの思ふ君は淚とぞ見る」

るりくわうにょらい　～瑠璃光如來　(名)　やくしるりくわうにょらい(藥師瑠璃光如來)の略。

るりくわんおん　～瑠璃觀音　(名)　佛語。觀世音の一。水上に浮かべる一瓣の蓮華の上に立てる姿のもの。佛像圖彙二「瑠璃觀音（香王觀音、自在天身）」

るりこん　～瑠璃紺　(名)　こんるり(紺瑠璃)に同じ。衣食住記「染めは、るり紺・紺桔梗」

るりさう　(名)　【植】紫草（ムラサキ）科、紫草屬の多年生草本。莖は細長くして地を引き、長さ二尺内外に達す。葉は長楕圓形にて全邊、莖と共に毛を有し、互生す。花は紫色の稍大なる花冠を有す。我が國、山野に自生す。うぐひすさう。ほたるかづら。ほたるさう。みだれぎく。

るりさう　～瑠璃草　(名)　【植】るりくさ(瑠璃草)に同じ。

るりしじみ　瑠璃小灰蝶　(名)　【動】昆蟲類中、鱗翅類の一種。小灰蝶（シジミテフ）の一類。體の長さ四分五厘許り。翅の表面瑠璃色を呈するもの。

るりたつなみ　(名)　【植】なみきさうの異名。

るりだん　～瑠璃壇　(名)　瑠璃を以て飾りたる壇。謠（大會）「山河草木、おしなべて氷を敷きて瑠璃壇になる」

るりてう　～瑠璃鳥　(名)　【動】るり(瑠璃)㊃の異名。

るりとらのを　兎兒尾苗　(名)　【植】玄參（ゴマノハグサ）科、るりとらのを屬の多年生草本。高さ一二尺に達す。葉は長卵形にて尖り、緣邊に鋸齒を具へて對生し、葉柄は短きか或ひは之を缺く。花は長き穗狀花序に排列し、青紫色の四裂せる合瓣花冠を具ふ。我が國、山野に自生し、又、觀賞用として栽培せらる。はくぜんさう。

るりびたき　瑠璃鶲　(名)　【動】鳥類中、鳴禽類の一種。鶲（ヒタキ）科の小鳥。雄は上面青色に白色の斑を具へ、下面は白く、雌は上部橄欖褐色なるもの。

るりをだまき　(名)　【植】をだまき(耬斗菜)の異名。

るる　～縷縷　(副)　㊀一すぢ每に。宋史（食貨志）「縷縷而積レ之、寸寸而成レ之、其勤極矣」㊁事細かに。一一くはしく。

るれん　～留連　りうれん(留連)に同じ。下學集下「留連ルレン」

るゐ　～類　(名)　㊀相似たること。種類の同じきこと。又、そのもの。同類。なかま。たぐひ。ともがら。曾丹集「るゐよりもひとり離れて飛ぶ鳥の、友におくるる我が身悲しな」保憲女集「いづれか高き卑しきあらん、同じるゐにこそあらめ」書經（舜典）「別レ生、分レ類」㊁一家。一族。一門。ゆかりの者。親戚緣者。やから。源（須磨）「いかめしうるゐひろく、娘がちにて」

るゐ　に　ふる　觸類　緣故につく。緣引による。其れから其れへと引き合ふ。源（若紫）「都のやんごとなき所所より、類にふれてたづねとりて」

るゐ　を　いで　すゐ　を　ぬく　出類拔萃　多數の中にありて、特別に秀でてあり。孟子（公孫丑上）「聖人之於レ民、亦類也、出ニ於其類一、拔ニ乎其萃一」

るゐ　を　たち　りん　を　はなる　絕類離倫　多數のものの内より、際立ちてすぐれて居る。韓愈文（進學解）「絕レ類離レ倫、優入ニ聖域一」

(諺)**類は友を呼ぶ**　同氣相求む。物は類を以て集まる。

るゐ　～壘　(名)　とりで。砦。左傳（文公十二年）「深レ壘固レ軍、以待レ之」

るゐ　を　ます　摩壘　㊀敵の壘に迫る。左傳（宣公十二年）「吾聞、致レ師者御靡レ旌、摩レ壘而還」㊁殆ど其れと同等の地位・伎倆に達せんとす。近づき及ばんとす。匹敵す。

るゐ　～累　(名)　㊀かさなり。かさね。㊁推し及ぼされたるわざはひ。かかりあひたる煩ひ。まきぞへ。わづらひ。莊子「知レ足者、不ニ以レ利自累一也」

るゐ　～誄　〔るゐ(誄)は累の義〕死者を弔ひ、其の人の生前の功德を累列して、哀悼の意を表すること。又、其の文。續紀三（慶雲四年十一月丙午）「從四位上當麻眞人智德、率ニ誄人一奉レ誄、諡曰ニ倭根子豐祖父天皇一」左傳（哀公十六年）「孔丘卒、哀公誄レ之曰、旻天不レ弔、不ニ憖遺ニ一老一」晉書（鄭鮮傳）「貴賤撰レ筆、誄者四十餘人」

るゐいう　～類友　(名)　同類。なかま。たぐひ。二代男四「見失ひけるよと申せば、これに類友なれば、それは道理と、又あたりを穿鑿して」

るゐえふ　～累葉　〔るゐ(累)はかさなる、えふ(葉)は代の義〕るゐせい(累世)に同じ。榮華（嶺月）「承ニ累葉之慶一、浴ニ皇華之恩一」太平記九（足利殿御上洛事）「我れは源家累葉の族なり」後漢書（郞顗傳）「耿氏累葉、以ニ功名一自終」

るゐえふしょうま　(名)　【植】毛茛（ウマノアシガタ）科、るゐえふしょうま屬の多年生草本。高さ二尺餘に達す。葉は二三回三出複葉にて互生す。小葉は卵形或ひは掌狀に分裂し、鋸齒を具ふ。花は帶白色、小形にて總狀花序に排列し、黑色の漿果を結ぶ。我が國、山野に自生す。えぞしょうま。

るゐえふぼたん　(名)　【植】小蘗（メギ）科、るゐえふぼたん屬の多年生草本。高さ一二尺に達す。葉はぼたんに類似せる複葉。花は淡黃綠色にて、圓錐花序に排列す。果實は成熟するに先だち裂開し、種子を露出す。種子は成熟して黑色を呈し、恰も核果の如き觀を有す。我が國、山地に自生す。ぼたんさう。

るゐえん　～類緣　(名)　㊀一類緣者。親類。㊁似よりたるゆかり。

るゐか　～累家　(名)　代代つづきたる家。歷代の舊家。運歩色葉「累家カルヰ」

るゐか　～類家　(名)　類の家。一族の家。太平記十七（山門牒送南都事）「南都博陸殿肱之氏寺也、須レ救ニ藤氏類家之淹屈一」

るゐか　～類歌　(名)　相似よりたるうた。同種類の歌。

るゐか　～累加　㊀累（カサ）なり加はること。又、累ね加ふること。㊁【數】るゐかはふ(累加法)の略。

るゐかぜい　～累加稅　(名)　【經】累進稅の一。課稅物件の價格の增加に伴ひ、一定の標準によりて無限に其の稅率を累加するもの。(累減稅の對)

るゐかはふ　～累加法　(名)　【數】同一の數を順次に加ふる加法。2+2+2+2+2=10 の如し。

るゐがふ　～類合　類を以て一つになること。同類の集まり合ふこと。春秋繁露「天亦有ニ喜怒之氣、哀樂之志一、與レ人相副、以レ類合レ之」

るゐがん　～淚眼　(名)　なみだぐみたる目。太平記廿一（天下時勢粧事）「淚眼空しく百步の蹤を閣ひ、悲心遠く九霄の雲を望んで」錢起詩「相思晉若夢、淚眼幾時明」

るゐき　～類規　(名)　同種類の法規。

るゐきふ　～累及　わづらひの及ぶこと。連及。

るゐく　～類句　(名)　類似したる句。又、和歌・俳諧の各句、又は和歌の下の句を、いろは又は五十音順に排列したるもの。「五句類句」「萬葉集類句」

るゐくわ　～類火　(名)　他より燃えうつりたる火。類燒。延燒。太平記三（主上御夢事）「類火東西より被レ吹て、餘烟皇居に懸かりければ」運歩色葉「類火」

るゐくわ　～類化　(英 Assimilation)　【心】どうくわ(同化)三に同じ。

るゐくわん　～淚管　(名)　【醫】上方は目頭（メガシラ）に近き上下眼瞼（マブタ）に開口し、下方は鼻腔内に開口して、淚を分泌する管。

るゐくわんせんでうき　～淚管洗滌器　(名)　眼科器の一。淚管を洗滌するに用ふるもの。

るゐけ　～累家　(名)　るゐか(累家)に同じ。平治（光賴卿參內事）「暴惡の臣に語らはれて、累家の佳名を失はんこと口惜しかるべし」

るゐけい　～類型　(名)　似よりたるかた。同一の形式。

るゐけい　～累計　小區分の合計を順次に合はせて計算すること。又、その計算。累算。

るゐげつ　～累月　幾月をも累（カサ）ぬること。數月に亙ること。運歩色葉「累月ルヰゲツ」

るゐげん　～累減　㊀累算して減ずること。累次に減ずること。名例律「凡一人兼有ニ議・請・減一、各應レ得レ減者、唯得下以ニ一高者一減上レ之、不レ得ニ累減一」㊁【數】るゐげんはふ(累減法)の略。

るゐげんぜい　～累減稅　(名)　【經】累進稅の一。課稅物件の一定の額に達するまでは遞次に稅率を增加するも、其の額以上は總て同一の稅率を課するもの。

（累加稅の對）

るゐげん-はふ 〔累減法〕 （名）【數】一定の數より同一の數を順次減ずる法。例へば
75－5＝70　70－5＝65
65－5＝60　60－5＝55
…………　…………
の如し。

るゐ-ご 〔類語〕 （名） ㊀同じ種類の語。㊁しのにむ・に同じ。㊂和歌又は文章の中の語を、いろは又は五十音順の排列にしたるもの。「萬葉類語」「源氏類語」

るゐ-こつ 〔涙骨〕 （名）【醫】顏面骨の一。扁薄にて、左右一對あり。方形にして、兩眼窠內壁前部に位す。

るゐ-こん 〔涙痕〕 （名） 涙の流れたるあと。涙のつきたる痕。杜審言詩「涙痕鎖㆓夜燭㆒、愁結亂㆓春風㆒」

るゐ-さ 〔擂茶〕 （名） 茶入の壺の一種。口作り立ちのびて、廻りに金物の菊座の如き圓形あるもの。其の腹に渦卷の如き筋あるが、擂盆の目に似たるよりいふか。庭訓往來十月「擂茶・茶磨」

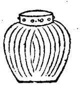
（るゐさ）

るゐ-ざ 〔累坐〕 犯罪のかかりあひになること。まきぞへ。ひきあひ。連坐。

るゐ-さい 〔壘砦〕〔壘塞〕 （名） とりで。城砦。壘（ルイ）。

るゐ-さい 〔累歲〕 年をかさぬること。累年。連年。書言字考節用「累年又云累歲、連年也」鶡冠子「踰年累歲、用不㆓縵縷㆒」後漢書許楊傳「累歲大稔」

るゐ-さん 〔累算〕 るゐけい（累計）に同じ。

るゐ-さん 〔類纂〕 同種類のものを編纂すること。各種類に分かちて編纂すること。又、そのもの。

るゐ-ざん 〔壘山〕 （名）【地】ちてい（地堤）に同じ。

るゐ-し 〔誄詞〕 （名） 死者をとむらひ、其の生前の功德を稱ふる詞。るゐ（誄）を見よ。

るゐ-じ 〔類字〕 （名） 形の似よりたる文字。

るゐ-じ 〔類似〕 似寄りたること。似通ひたること。民法第七十三條「其法人の目的に類似せる目的」商法第二十條「同一又は類似の商號」東方朔文七諫「同音者相和兮、同類者相似」

るゐ-じ 〔累次〕 かさなりつづくこと。幾たびも。屢次。

るゐ-しう 〔纍囚〕 （名） めしうど。囚人。左傳成公三年「兩釋㆓纍囚㆒以成㆓其好㆒、二國有㆑好、臣不㆓與及㆒」

るゐじ-かいしやく 〔類似解釋〕 （名）【法】法令の解釋方法の一。法令に明文ある事項より推して、明文なき類似の事項を解釋するもの。

るゐじ-かはふ 〔累次加法〕 （名）【數】るゐかはふ（累加法）に同じ。

るゐじ-げんぱふ 〔累次減法〕 （名）【數】るゐげんはふ（累減法）に同じ。

るゐじ-これら 〔類似虎列剌〕 （名） 類似症の虎列剌病。

るゐじ-しやう 〔類似症〕 （名） 症狀の類似したる病氣。類症。

るゐじ-せうきよはふ 〔累次消去法〕 （名）【數】消去法の一。三つ以上の未知數を含む三つ以上の聯立方程式より、順次に其の未知數の一を消去して、其の聯立方程式を解く方法。

るゐ-しぞく 〔類親族〕 （名） 一族。親族。更科日記「行き通ふるゐしぞくなどだに、ことになく」

るゐじ-たんかうしき 〔類似單項式〕 （名）【數】容易に因數に分解せられて、單項式の形に化し得べき多項式の稱。例へば

$p^2q^2+p^2r^2$ は之を因數に分解すれば
$p^2q^2+p^2r^2=p^2(q^2+r^2)$ となる如し。

るゐじ-ちゆうしん 〔類似中心〕 （名）【數】三つの類似中線は一點に交る。此の點を其の三角形の類似中心と云ふ。

るゐじ-ぢゆうしん 〔類似重心〕 （名）【數】前條に同じ。

るゐじ-ちゆうせん 〔類似中線〕 （名）【數】三角形の或る邊と逆平行をなす直線の中點の軌跡なる直線を、其の三角形の其の邊に對する類似中線と云ふ。

るゐじ-ぢよはふ 〔累次除法〕 （名）【數】るゐぢよはふ（累除法）に同じ。

るゐ-じつ 〔累日〕 日をかさぬること。連日。書言字考節用「累日又云、連日」後漢書郭太傳「從㆓叔度㆒、累日不㆑去」

るゐじ-にじはうていしき 〔類似二次方程式〕 （名）【數】實際は高次方程式なるも、二次方程式の解法によりて解き得る方程式の稱。例へば $x^4-4x^2+3=0$ 又は $ax^4+bx^3+cx^2+bx+a=0$ の類。

るゐじ-びぶん 〔累次微分〕 （名）【數】或る式の微係數を求め、更に其の微係數を求め、又更に其の微係數を求むる如くすること。

るゐじびぶん-はふ 〔累次微分法〕 （名）【數】前條に同じ。

るゐ-しふ 〔類集〕 種類の同じき事物を集むること。類聚。

るゐ-しやう 〔類症〕 （名） るゐじしやう（類似症）に同じ。

るゐ-じやく 〔羸弱〕 身體などのよわきこと。虛弱。史記司馬穰苴傳「身與㆓士卒㆒平㆓分糧食㆒、最比㆓其羸弱者㆒」

るゐ-じゆ 〔類聚〕 類に從ひて集むること。又、同類のものの集まること。類集。年山紀聞五、寬平御記のうち、四方拜より追儺に至るまでの恒例を、類聚せさせ給ふ」易經繫辭「方以類聚、物以群分」

るゐ-じゆう 〔類從〕 類によりてつき從ふこと。類に從ひて集むること。新語「事以類相從、聲以音相應」

るゐ-しよ 〔類書〕 （名） 同種類の書。又、其を集めたるもの。又、事物を分類・編集せる書物。典籍類見類書の下「類書とは、事實と文章とを類聚したるを事文類聚と云ひ、或は藝文類聚とも云ふなり、ただ事ばかり集めたるを事類全書・萬花谷等と云ふなり、類書又多し、合璧事類・初學記・北堂書抄・白孔六帖・天中記・唐類函・玉海等の如し」

るゐ-しよう 〔類證〕 （名） 似よりたる證跡。類似の證據。

るゐ-じよう 〔累乘〕 【數】次條の略。

るゐじよう-はふ 〔累乘法〕 （名）【數】同一の數を順次掛け合はする算法。例へば
$3\times3\times3\times3\times3=243$ の如し。

るゐ-しん 〔類親〕 （名） 親類。緣類。親屬。今昔二十六「京には祖共もなく、類親もなければ」運歩色葉「類親」

るゐ-しん 〔累進〕 ㊀累（しき）りに進むこと。次第に昇り進むこと。㊁數・額の增進するに從ひて、其の割合の次第に增進すること。

るゐ-じん 〔誄人〕 （名） 誄文を讀む人。續紀三十二、寶龜四年十一月丙午「從四位上大藏眞人智德、率㆓誄人㆒奉㆑誄」

るゐしん-ぜい 〔累進稅〕 （名）【經】㊀課稅方法の一。課稅物件の價格の增進に隨ひて、其の稅率を逓次に增進せしむるもの。累加稅と累減稅との二種に分かつ。各條を見よ。㊁るゐかぜい（累加稅）に同じ。

るゐしん-ぜいりつ 〔累進稅率〕 （名）【經】稅額の增加に伴ひて累進する稅率。（比例稅率の對）

るゐしんてき-るゐげんぜい 〔累進的累減稅〕 （名）【經】るゐげんぜい（累減稅）に同じ。

るゐしん-りつ 〔累進率〕 （名） 價額などの增加に伴ひて、其の稅率・利率なども順次に高まること。

るゐじん-ゑん 〔類人猿〕 （羅 Simiidae） （名）【動】哺乳類中、猿類の一種。概ね大形のもの。頰囊と髀胝とを有せず。尾も亦無し。智識最も發達す。熱帶に產す。黑猩猩・大猩猩の類。

るゐ-す 〔類す〕 （自動サ變） ㊀似寄る。似る。たぐふ。淮南子泰族訓「愚者類㆓仁而非㆑仁」㊁ともなふ。したがふ。隨伴す。大和物語「ことと上達部などるゐしてまゐり給ひて」同一「方のふたがりければ、大方みな違ふ方へ、院の人にるゐして往にけり」

るゐ-すゐ 〔類推〕 ㊀類似の點より他におし及ぼすこと。類例によりて他を推しはかること。淮南子說山訓「此類推之者也」

㊁（英 Analogy）【論】事物相互間の類似を根據として、一より他に推及すること。類比。類比推理。

るゐすゐ-かいしやく 〔類推解釋〕 （名）【法】るゐじかいしやく（類似解釋）に同じ。

るゐ-せ 〔累世〕 次條に同じ。運歩色葉「累世」

るゐ-せい 〔累世〕 世をかさぬること。代代。歷代。累代。累葉。諸木氏「日城朝廷の本主、累世明君の曩祖たり」戰國策齊「求㆓柴胡桔梗於沮澤㆒、則累世不㆑得㆓一」

るゐ-せう 〔類燒〕 他より出でたる火のために、其の家の燒くること。類火。延燒。

るゐ-せき 〔累積〕 かさなりつもること。又、かさねつむこと。

るゐ-せつ 〔縲紲〕 （るゐ（縲）は罪人をつなぐ黑繩、せつ（紲）はつなぐ義） 繩目にかかること。囚禁せらるること。太平記十一「敵の手に懸かり縲紲の恥ぢに及ばん事、後代迄の嘲りたるべし」論語公冶長「雖㆑在㆓縲紲之中㆒、非㆓其罪㆒也」

るゐ-せん 〔類船〕 （名） 難破。難破船。運歩色葉「類船」鷹筑波「類船か一葉に散る川柳」平家女護島「鬼界が島の流人歸洛の船はいづく迄參りしぞ、るゐせんなどはなされずか」

るゐ-せん 〔涙腺〕 （名）【醫】眼球の上外部にありて、涙液を血液中より搾り取りて分泌する小さき腺。

るゐ-せん 〔累戰〕 幾度も戰ふこと。晉書載記「自㆓河城㆒入㆓蓮關㆒、累戰皆捷」

るゐ-せん 〔累遷〕 累（しき）りに官職のうつり進むこと。累進。漢書薛宣傳「累㆓遷諫大夫・丞相・司直、歲中三遷㆑官、至㆓二千石㆒」

るゐ-そ 〔累祖〕 （名） 累代の先祖。代代の祖。盛衰記四十三「永懸㆓訓於萬人之脣㆒、猶殘㆓恥於累祖之跡㆒」運歩色葉「累祖」晉書劉琨傳「馮㆓藉累祖㆒、龍光餘烈、義不㆓細辭以稽㆓大務㆒」

るゐ-そう 〔羸瘦〕 つかれやすること。やせ衰へたること。漢書匈奴傳「皆多羸瘦、可㆑益㆓馬食㆒」

るゐぞう-ちんぎん 〔累增賃銀〕 （名） 勞働者が或る一定の勞務以外に勞務を提供したるとき、賞與として其の出來高又は時間數に應じて、已定の賃銀の外に給與する賃銀。

るゐ-ぞく 〔類族〕 （名） ㊀たぐひ。似よりたる點。同類。易經上經「君子以㆓類族辨㆑物」㊁一族。親族。㊂特に、江戶時代、吉利支丹宗を奉じたる者の一族七世までの稱。其の戶籍及び死後の葬式の方法に至るまで、一般人民と區別せり。憲教類典內十六、貞享四年六月「ころび候以後之子共は、男女共類族之內江書入れ可㆑被㆓申候」

るゐ-だい 〔類題〕 （名） 似寄りたる題。又、和歌・俳句等を、題によりて類聚すること。

るゐ-だい 〔累代〕 代をかさぬること。

代代。累世。宇津保忠乙「るゐだいに傳はれる帶なり」朝野群載七「焚㆓累代之寶㆒出㆓此處㆒」晉書

るゐ-ち 〔類地〕 （名） 似よりの土地。類似の地面。運歩色葉「類地」地租條例施行規則第十五條二項「地價の設定又は修正を要するときは實地の情況に依り近傍の類地と其の地方を比較し相當の地位等級に見積り」

るゐ-ちがひ 〔類違〕 （名） 革の名。白滑革（シロナメシ）又は古き燻革（フスベ）などを、茶汁にて染めたるもの。

るゐ-ちや 〔擂茶〕 （名） るゐさ（擂茶）に同じ。運歩色葉「擂茶」

るゐ-ぢよ 〔累除〕 【數】次條の略。

るゐぢよ-はふ 〔累除法〕 （名）【數】甲數を乙數にて除し、其の商を更に又乙數にて除し、其の商を又更に乙數にて除する如くする算法。

るゐ-てう 〔累朝〕 （名） 累代の朝廷。代代の天子。舊唐書段秀實傳「自㆓貞元㆒後累朝、凡赦書節文、褒㆓奬忠烈㆒、必以㆓秀實㆒爲㆑首」

るゐ-てん 〔類典〕 （名） 似寄りの法典。類聚したる法規。

るゐどう-はふ 〔類同法〕 （名）【論】けいがふはふ（契合法）に同じ。

るゐ-なし 〔類無し〕 （形二） たぐひなし。比ぶべきものなし。無類なり。

るゐ-ねん 〔累年〕 年を累（かさ）ぬること。幾年間。累歲。連年。每年。運歩色葉「累年」甲陽軍鑑廿「いつの間に作り習ひたるぞ、累年聞き及ばざる板垣信形が詩作なり」後漢書陳蕃傳「輔㆓弼先帝㆒、出㆓內累年㆒」

るゐ-ば 〔羸馬〕 （名） 瘦せつかれたる馬。北史皇甫遐傳「給㆓其羸馬㆒、不㆓肯乘騎㆒」

るゐ-はい 〔羸憊〕 つかれよわること。

るゐ-はう 〔壘堡〕 （名） とりで。城砦。

るゐ-はん 〔累犯〕 （名）【法】一度刑に處せられたる者が、其の執行を終はりたるか、又は其の執行の免除ありたる後更に犯罪を累ぬること。幾度も法律に觸犯すること。令義解獄令「累犯㆓徒流㆒加杖」刑法第十章「累犯」

るゐ-はん 〔類伴〕 （名） 一類の者。一味の者。なかま。徒黨。今昔廿一「常に事に觸れて、親しき類伴と隙無く合戰しけり」

るゐ-はん 〔類板〕 內容・體裁など類似の書籍を出版すること。諸藝太平記二「重板類板御制禁たりと雖も、京都の板は大阪で重板し、大阪の板を江戶にて類板すること」

るゐ-ひ 〔類比〕 ㊀くらべ合はすること。比較すること。たぐひ。比類。㊁【論】るゐすゐ（類推）㊁に同じ。

るゐひ-すゐり 〔類比推理〕 （名）【論】るゐすゐ（類推）㊁に同じ。

るゐ-びやう 〔類病〕 （名） 同じ症狀のやまひ。類症。運歩色葉「類病」

るゐ-びやう 〔羸病〕 病みつかるること。病羸。後漢書烏桓傳「鮮卑馬多㆓羸病㆒、遂畔出㆑塞」晉書何曾傳「此子羸病若㆑此、君不㆑能㆓爲㆑吾忍㆒耶」

るゐ-ぶん 〔誄文〕 （名） 人の死を追悼して其の生前の功德を述ぶる文。

るゐ-へい 〔羸兵〕 （名） つかれ弱りたる兵卒。弱き兵士。陳琳文爲袁紹檄豫州「羸兵前誘、大軍未㆑集」

るゐ-へい 〔羸敝〕 つかれよわること。

るゐ-へき 〔壘壁〕 （名） とりでのかべ。とりで。城壁。史記白起傳「築㆓壘壁㆒而守㆑之」

るゐ-べつ 〔類別〕 部類によりて區別すること。るゐわけ。分類。

るゐ-へん 〔類編〕 種類を別かちて編纂すること。又、その書物。宋史藝文志「左傳類編六卷」類纂。

るゐ-ほん 〔類本〕 （名） 類似したる書物。同じ類の書籍。諸藝太平記五「左傳林甕叟重寶に候へども、文字の誤り多く氣の毒に候、類本なければ考へ正すべきやうなし」

るゐ-や 〔累夜〕 夜を幾度も累ぬること。幾夜にも涉りたること。晉書宗琳傳「終日累夜、不㆑出㆓戶庭㆒」

るゐ-やく 〔類藥〕 （名） ㊀類似の處方によりて調劑したる藥。㊁類似の效能ある藥。

るゐ-らん 〔累卵〕 （名） 卵を積みかさぬること。倒れ易く極めて危きにいふ。戰國策秦「君危㆓於累卵㆒、而不㆑壽㆓於朝生㆒」

るゐ-りん 〔類林〕 （名） 類を以て集めたるもの。類似の記事、又は類語・類句を聚めたる書物。「萬葉類林」唐書藝文志「于立政類林十卷」

るゐ-るゐ 〔纍纍〕 （副） ㊀うなだるるさま、失意のさまにいふ語。禮記玉藻「喪容纍纍」㊁かさなり又は連なれるさまにいふ語。榮華「古塚纍纍、幽壟寂寂」禮記樂記「纍纍乎、端如㆓貫珠㆒」

るゐ-るゐ 〔累累〕 （副） 重なりあひたるさまにいふ語。

るゐ-れい 〔類例〕 （名） 似よりたる例。類似の先例。

るゐ-れき 〔瘰癧〕 （名） 慢性結核性の淋巴腺炎。多く頸邊に生じて瘤狀をなし、次第に蔓延して膿を釀すもの。醫心方十六、治瘰癧方「病源論云、風邪毒氣客㆓於肌肉㆒、隨㆓虛處㆒而停爲㆓瘰癧㆒、或如㆓梅李棗等核㆒、大小兩三相連在㆓皮間㆒、而時發㆓寒熱㆒是也、久則變膿、潰成㆑瘻也」

るゐ-わけ 〔類分〕 〔類別〕 （名） るゐべつ（類別）に同じ。

るゐ-ゑん 〔類苑〕 （名） 類を以て集めたる書又は文章。南史劉峻傳「使㆑撰㆓類苑㆒、未㆑及㆑成」

るん-きん （名）【植】いぬびは（天仙果）の異名。